

コンプライアンス

ステークホルダーの方々から信頼され、社会から必要とされる企業であり続けるためには、何より、私たち社員全員が、日々の行動において常に法令を遵守し、誠実で、適正かつ公正な事業活動を行っていくことが重要です。新光電気グループでは、SHINKO Way「行動規範」に基づき、コンプライアンスの徹底をはかっています。

2019年度に法務・コンプライアンス・知的財産本部を新たに設置し、グループ全体のコンプライアンスのさらなる強化、SHINKO Wayの推進等に取り組んでいます。

🌱 コンプライアンス推進体制

当社の各部門および国内グループ会社では、部門・会社ごとにコンプライアンス責任者を任命のうえ、各部門・会社におけるコンプライアンスの推進を行っています。

また、海外グループ会社も、各社において推進体制を整備のうえ、コンプライアンス推進に取り組んでおり、グループ全体でコンプライアンスの強化をはかっています。

🌱 SHINKO Wayの周知・徹底

SHINKO Wayの一層の浸透・定着に向け、SHINKO Wayの冊子や骨子を記載した携帯用カードの全社員への配付、啓発用ポスターの職場における掲示、全社員を対象とした毎年の教育やトップメッセージの発信など、社員が常にSHINKO Wayを意識した行動を行うことができるよう、さまざまな取り組みを実施しています。

🌱 Global Business Standardsの運用

社員として遵守すべきルールやガイドラインを定めたSHINKO Way「行動規範」を具体化したものが、富士通グループ共通のコンプライアンス基準であるGlobal Business Standards (GBS) です。

GBSは、文化や常識、法制度の異なる世界中の国・地域において統一的に運用できるよう、具体的な項目ごとに、社員一人ひとりがどのように行動すべきかを各国の言語により解説した基準です。贈収賄・腐敗行為防止や競争法遵守等をはじめ、多岐にわたる遵守項目について詳細に説明することにより、日々のビジネス活動における手引きの役割を果たしています。

※Global Business Standards (GBS)

<https://www.shinko.co.jp/assets/pdf/gbs.pdf>

Global Business Standards (GBS) 項目

1. 人権を尊重します
 - 1.1 人権の尊重
 - 1.2 差別行為またはハラスメント
 - 1.3 健全な職場環境
2. 法令を遵守します
 - 2.1 関連諸法令および規制の尊重と遵守
 - 2.2 財務報告および社内記録
 - 2.3 環境と製品
 - 2.4 健康と安全
 - 2.5 国際貿易
 - 2.6 マネーロンダリング
3. 公正な商取引を行います
 - 3.1 公正な競争
 - 3.2 贈収賄
 - 3.3 政府との対応
 - 3.4 公正かつ倫理的な購買
 - 3.5 マーケティングと広告
 - 3.6 政治およびメディア活動
4. 知的財産を守り尊重します
 - 4.1 知的財産権の保護
 - 4.2 第三者の知的財産権の尊重
5. 機密を保持します
 - 5.1 一般原則
 - 5.2 秘密情報の保護
 - 5.3 お客様など第三者の秘密情報の保護
 - 5.4 個人情報の取扱い
6. 業務上の立場を私的に利用しません
 - 6.1 一般原則
 - 6.2 利益の相反
 - 6.3 贈答および接待
 - 6.4 インサイダー取引
 - 6.5 会社資産の保護

🌸 関連規程類の整備

SHINKO Way「行動規範」およびGBSに沿い、グループにおけるコンプライアンスの徹底をはかるため、コンプライアンスに関する基本的事項を規定した「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスガイドライン」を制定しています。さらに、特にビジネスに与える影響が大きい独占禁止法・競争法遵守、反贈収賄・反腐敗、反社会的勢力への対応等の分野について、細則やガイドラインを整備し、詳細に規定しています。

なお、国内・海外における法制度の整備・変更やリスクの増大等、外部環境の変化をふまえ、細則およびガイドラインを適宜制定、改定しています。

🌸 コンプライアンス教育

社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるため、継続的な教育を計画的に実施しています。特にビジネス上のリスクが高い、贈収賄・腐敗行為や競争法違反等の分野に関する教育については、新光電気グループにおける関係者全員が定期的・反復的に必ず受講するしくみにより、リスクの軽減をはかっています。

2019年度は、国内においては営業部門等を対象にしたカルテル防止に関する集合教育や、事業部門等を対象とした品質コンプライアンスに関する集合教育を実施するとともに、カルテル・談合防止や反贈収賄、安全保障輸出管理をはじめコンプライアンス全般に関するe-Learning等を実施しました。

海外においては、全拠点においてカルテル防止・反贈収賄・安全保障輸出管理等に関するe-Learningを実施するとともに、東南アジア地区各拠点において集合教育を実施しました。



〔コンプライアンス集合教育（海外拠点）〕

今後も、各種教育を引き続き実施することにより、グループ全体におけるコンプライアンス意識の醸成、およびリスクの軽減に取り組んでまいります。

🌸 内部通報制度の整備

新光電気グループのすべての社員がコンプライアンスに関する通報・相談を行えるよう、国内において「企業倫理ヘルプライン（社内および社外窓口）」を設置するとともに、海外においても外部機関が運用する通報窓口を利用できる環境を整備しています。

これらの窓口については、コンプライアンス教育、イントラネットやポスター、連絡先を記載した携帯用カードの配付等により周知をはかっています。



〔窓口連絡先を記載した携帯用カード〕

さらに、「お取引先コンプライアンスライン」を設置のうえ、部材等の調達先であるお取引先からの通報を受け付けています。

なお、これらの窓口については、匿名での通報・相談も受け付けています。

また、通報・相談を理由として通報者に対して不利益な取り扱いを行うことを一切禁止するとともに、通報者が特定されることのないよう情報の取り扱いに細心の注意を払っています。通報がなされた場合は適切な調査を実施し、調査の結果、行動規範やGBSに照らして問題が認められた場合には、是正を実施し（懲戒処分を含む）、再発防止策を講じています。

今後も、コンプライアンス違反の未然防止、早期発見をはかるべく、内部通報制度の周知、利用促進に努め、風通しのよい組織風土の醸成を目指します。

RBA行動規範への取り組み

新光電気グループにおいては、従前よりEICC（Electronic Industry Citizenship Coalition、電子業界CSRアライアンス）が定める行動規範を尊重のうえ、取り組みを推進してまいりました。

昨今、電子業界以外の企業によるEICCへの加入が増加している状況等をふまえ、EICCは2016年に参加企業資格拡大のうえ、2017年10月にはRBA（Responsible Business Alliance）に改称しました。これに伴い行動規範も、内容、構成を若干変更したうえで「EICC行動規範」から「RBA行動規範」に名称を変更しました。

新光電気グループは、引き続きRBA行動規範を尊重し、「労働」「安全衛生」「環境保全」「企業倫理」の4側面で、行動規範が規定する基準への適合性を向上させるため、同規範の「マネジメントシステム」に規定されている管理体制の充実とプロセスの実践に努めています。

具体的には、各側面のリスク評価や法規制・顧客要求事項等の遵守状況確認などを行い、その結果もふまえ年間目標および実施計画を策定し、経営トップのマネジメントレビューを経た後に、各種の施策を実施しています。

また、管理体制、法規制等の遵守、基準への適合性および計画の実施等の状況について監査を行い、必要に応じ是正をはかる体制を整えています。

これらの年間活動およびその監査結果については、経営トップに報告し、レビューを受けたうえで、その意見を翌年度の活動に反映させています。

さらに、お取引先にもRBA行動規範についてご理解いただき、同規範に基づく活動を実施していただくように努めることで、サプライチェーン全体での行動規範の推進にも取り組んでいます。

なお、2017年3月より富士通グループがRBAに加入したこともふまえ、新光電気グループは、国内に加え海外の生産拠点においても、RBA行動規範に基づく活動の一層の充実をはかっています。

